

ID: 1604

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	地域相談支援給付決定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の10第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の10及び政令第26条の6の規定による。 (地域相談支援給付決定の取消し) 第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。 (1) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)。 (3) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。 (地域相談支援給付決定を取り消す場合) 第26条の6 法第51条の10第1項第4号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者(法第5条第22項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第26条の8において同じ。)が法第51条の6第1項又は第51条の9第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日